

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2025 年 3 月 3 日

株式会社アダストリア

2025年3月3日

吸収合併に係る事後開示書面

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役 福田三千男

株式会社アダストリア及び株式会社トゥデイズスペシャルは、2024年12月18日付で吸収合併契約書を締結し、株式会社アダストリアを吸収合併存続会社、株式会社トゥデイズスペシャルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を、2025年3月1日を効力発生日として行いました。

本合併に係る会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年3月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社に対し、会社法第784条の2の規定に従い吸収分割をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社の株主は吸収合併存続会社のみであり、吸収合併存続会社は吸収合併消滅会社の特別支配会社に該当することから、会社法第785条第3項の規定による手続は行いませんでした。

②新株予約権買取請求（会社法第787条）

該当事項はありません。

③債権者の異議（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定により、2025年1月27日付の官報及び日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

①反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の簡易吸収合併に該当するため、該当事項はありません。

②債権者の異議（会社法第 799 条）

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 1 月 27 日付の官報及び電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

吸収合併存続会社は、本合併の効力発生日である 2025 年 3 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社から、その資産、負債及び権利義務の全てを承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併の効力発生日である 2025 年 3 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

(別紙)

吸収合併に係る事前開示書面

(存続会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書類)

(消滅会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2024 年 12 月 18 日

株式会社アダストリア

株式会社トゥデイズスペシャル

2024年12月18日

吸収合併に係る事前開示書面

茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役 福田三千男

東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号渋谷ヒカリエ29階
株式会社トゥデイズスペシャル
代表取締役 中塚 基宏

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）及び株式会社トゥデイズスペシャル（以下「乙」という。）は、2024年12月18日、それぞれ取締役会の決議を経て、両者の吸収合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約書を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示事項を下記のとおり記載し、本書面を備え置くことといたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、存続会社である甲においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併、消滅会社である乙においては同法第784条第1項に規定する略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

2024年12月18日付で甲乙間で締結した合併契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際し、株式その他金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(ア) 吸収合併存続会社である甲の最終事業年度に係る計算書類等の内容

甲は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」によりご覧いただけます。なお、甲は、

最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(イ) 吸収合併消滅会社である乙の最終事業年度に係る計算書類等の内容

乙については、確定した最終事業年度はございません。なお、乙の成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	1 百万円	資本金	1 百万円
資産合計	1 百万円	負債・純資産合計	1 百万円

また、乙は、成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込に関する事項

本合併効力発生後の甲の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の甲の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における甲の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1

合併契約書

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）と株式会社トゥデイズスペシャル（以下「乙」という。）は、次のとおり合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の資産、負債及び権利義務の全てを承継して存続し、乙は解散する。

第2条（本合併に際して発行する株式）

乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して株式その他の金銭等の交付を行わない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を発生する日（以下、「効力発生日」という。）は2025年3月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条（会社財産の管理義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の手続きを阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書を1通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2024年12月18日

甲：茨城県水戸市泉町3丁目1番27号

株式会社アダストリア

代表取締役 福田三千男

乙：東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号渋谷ヒカリエ29階

株式会社トゥデイズスペシャル

代表取締役 中塚 基宏